

第3章 学校施設整備にあたっての考え方

1. これからの武蔵野市の学校教育に求められる目標と施策の基本的な方向性

(1) 武蔵野市の教育理念を実現するためのプラットフォームとなる施設

第二期計画では、第四期武蔵野市学校教育計画の「自他の幸せと豊かな社会を実現する未来の創り手を育む」を教育理念として、①学校での子どもの育ちや学びを支える基盤となる場、②自らの人生を切り拓く自信と意欲を育む場、③多様性を生かし、社会を形成する力を培う場づくりが求められています。

そのため、これからの学校施設では、新しい時代に求められる学習活動の実現に向けて、「学びの多様化」「地域との共生」「持続可能性」を支える柔軟なプラットフォームとしての機能を備える必要があります。

特に「個別最適な学びと協働的な学び」に対応した多様な教育環境ニーズの実現に向けて、授業形態としては、一斉指導だけでなく、チームティーチング、個別学習、習熟度別・少人数指導、グループ学習など、多様な指導方法、学び方が想定された教育環境の整備が必要です。

さらに、ICT環境など学習ツールの変化に加え、学校図書館など多様な場における学びも視野に入れて、整備が必要です。

また、学習にサポートが必要な児童・生徒など、多様な子どもの学習環境においても十分配慮した整備が必要です。

(2) 新しい時代の学びと学校施設の未来：学習指導要領改訂の動向（文部科学省）

現行の学習指導要領（令和2年度改訂）では、「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、文部科学省が提唱する「新しい時代の学校施設（Schools for the Future）」の考え方にに基づき、学校全体を学びの場と捉え、個別最適な学びと協働的な学びを促進する柔軟な空間整備が求められています。

さらに、次期学習指導要領は、以下の3つの方向性を「三位一体」で実現することを目指しています。

① 主体的・対話的で深い学びの更なる実装

現行学習指導要領が目指している、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通じた資質・能力の育成について、一層の具現化・深化を図るもの

② 多様性の包摂

多様な個性や特性、背景を有する子供が多くなっている実態に向き合うとともに、こうした多様性を個人及び社会の力に変える観点から、一人一人の意欲が高まり、可能性が開花し、個性が輝く教育の実現を目指すもの

③ 実現可能性の確保

第一・第二の方向性の両立を支え、実現可能とする観点であり、デジタル学習基盤の更なる充実、教科書や教材、指導書の改善、必要な設備の整備、総合的な勤務環境整備とも相まって審議全体に通底させるべき第三の方向性

これらの改革を通じて、「生涯にわたり主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りできる、民主的で持続可能な社会の創り手」の育成を目指します。

第二期計画では、次期学習指導要領が目指す「主体的・対話的で深い学び」の更なる深化を見据え、それに対応できる教育空間の可変性を持たせていく方針です。

(3) 子どもたちにとって「明日また行きたい」と思える学校＜基本理念＞

① 基本理念「子どもたちにとって『明日また行きたい』と思える学校」

第四期武蔵野市学校教育計画の「学校での子どもの育ちや学びを支える基盤となる場づくり」「自らの人生を切り拓く自信と意欲を育む場づくり」「多様性を生かし、社会を形成する力を培う場づくり」を実現するとともに、武蔵野市の学校施設は、子どもたちが毎日楽しみに登校し、子どもたちにとって「明日また行きたい」と思える学校の創造を目指します。これは、文部科学省が提唱する「新しい時代の学び舎」の理念に基づくものであり、また、武蔵野市がこれまでに改築を行った4校における実績で培った知見を活かすものです。学校施設全体を「ゆるやかにつなぐ学びの空間」として捉え、多様な「出会い」と、活動内容に応じて主体的に選択できる「居場所」を提供することで、子どもたちの探究心と学ぶ意欲を育みます。

② 環境整備の主なポイント

- ・多様な「出会い」の創出
友人、教職員、本、新たな体験など、偶発的な学びや発見を促す空間を設けます。
- ・活動に応じた多様な居場所の提供
集中、協働、休息など、目的に応じて子どもたちが自由に選択できる場を効果的に配置します。
- ・心理的・物理的側面への配慮
視線、音、人との距離感に配慮し、安心して心地よく過ごせる環境を整えます。

これらの環境整備を通じて、子どもたちは自ら学びを深め、学校が毎日新たな発見と成長に満ちた、楽しい場所となることを目指します。また、教職員をはじめ学校に関わるすべての人々にとっても、活気に満ちた「明日また行きたい」と思える学校となることを目指します。子どもたちの登校意欲と教職員の働きがいとを相乗的に高め、双方にとって魅力ある学校づくりを推進します。

また、こうした学校を60年以上にわたって実現し続けるためには、豊かな教育空間とともに、多様な人材との関わりや教員の指導体制を安定して確保できる学校規模のあり方を、一体的に考えていく必要があります。

基本理念

「子どもたちにとって『明日また行きたい』と思える学校」



(4) 校舎全体をゆるやかにつなぐ学びの空間整備＜基本方針＞

国の動向も踏まえ、「学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的で深い学びができる施設」を具体化していく設計では、「校舎全体をゆるやかにつなぐ学びの空間整備」を目指し、主体的・対話的で深い学びの活性化、個別最適な学び・協働的な学びを促す空間づくりを進めます。

具体的には、学びの多様化に対応した教育空間として、特定の教科に捉われない創造的な活動や、教科等横断的な学習にも対応できる空間として構成する主要要素のうち、学校図書館と多目的室からなる開放的なラーニング・コモンズを中心に配置し、普通教室、特別教室などの学びの空間とつながるように置くことで校舎全体をゆるやかにつなぎます。

開放的なラーニング・コモンズを中心に配置することで、学びとの出会い・興味・楽しさを生み出すとともに、交流・刺激・遊びを誘発することが期待されます。さらに、多様な空間を連続的に配置することで、児童・生徒自らが学びの場を見つけ主体的な学び方を可能にするなど、学びの多様化に対応した教育空間を実現します。

『コモンズ』とは…“集まる場所”、“共有する広場”を意味し、“児童・生徒の自主的・主体的な活動を促す場”という意味も含む

『校舎全体をゆるやかにつなぐ学びの空間』

“主体的・対話的で深い学び”の活性化“個別最適な学び・協働的な学び” 選べる学びの空間

- ・ 学校図書館＋多目的室を“ラーニング・コモンズ”として、学校の真ん中に、開放的に整備
- ・ 『ラーニング・コモンズ』を中心とした 学びの空間を連続 させ、学びの“重なり”をつくる
- ・ 『重なり』が日常生活の中で、“学びとの 出会い・興味・楽しさ”を生みだし、交流・刺激・遊びを誘発
- ・ 多様な空間の連続的配置により、“児童・生徒自らが学びの場を見つけられる”

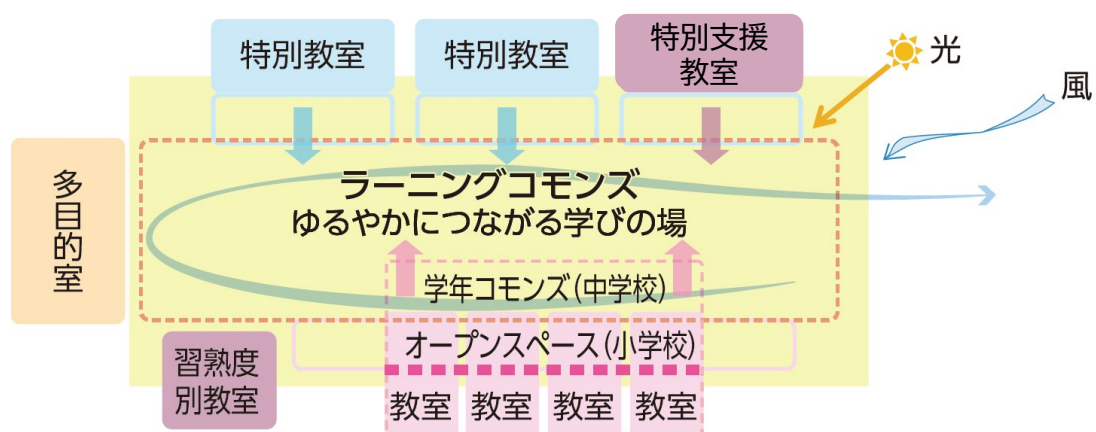
(小学校編)

小学校の空間構成は、ラーニング・コモンズを中心に、「普通教室＋オープンスペース」のユニットで囲むことにより、児童がいつでも調べ学習ができる環境が整います。

普通教室⇒オープンスペース⇒ラーニング・コモンズと連続する空間構成に加え、ラーニング・コモンズ⇒特別教室へも連続する構成とします。これをベースに、主体的・対話的で深い学びの活性化を図り、個別最適な学び・協働的な学びを促す空間づくりを実現します。

(中学校編)

普通教室、学年コモンズ、ラーニング・コモンズ、特別教室の4つの空間をゆるやかにつなぐことで、「主体的・対話的で深い学びの活性化、個別最適な学び・協働的な学びを促す空間づくり」を実現します。



【校舎全体をゆるやかにつなぐ学びの空間構成】

(5) 学校改築における共通原則と各学校の特色

今後の学校施設の改築を進めるにあたり、全ての学校に共通して備えるべき事項（標準化）と、それぞれの学校の個性や地域特性を活かす事項を定めます。

① 標準化を図る事項（公平性と効率性）

ア 学びの公平性

武蔵野市の公立学校に通う全ての子どもたちが、どの学校に進学しても一定の機能と質の高い教育環境で学べるよう、教育空間の基本的な考え方を統一します。

イ 設備・構造の標準化

空調、換気、照明、水回りなどの設備や、耐震性などの構造性能についても、公平な教育環境と将来の維持管理の効率化を図るため、一定の基準を設けます。教育的ニーズの変化や施設の複合的な利用、多機能化の観点も踏まえ、設備や構造の標準的な考え方で改築を進めます。

ウ 共通の設計指針

「教育空間の考え方」「地域のつながりを育てる施設の考え方」「安全な施設づくりの考え方」を共通の設計指針とします。また、防災機能、防犯・安全対策、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、環境配慮、建物の防水・断熱性能についても、公平性と効率的な維持管理の観点から標準化を図ります。

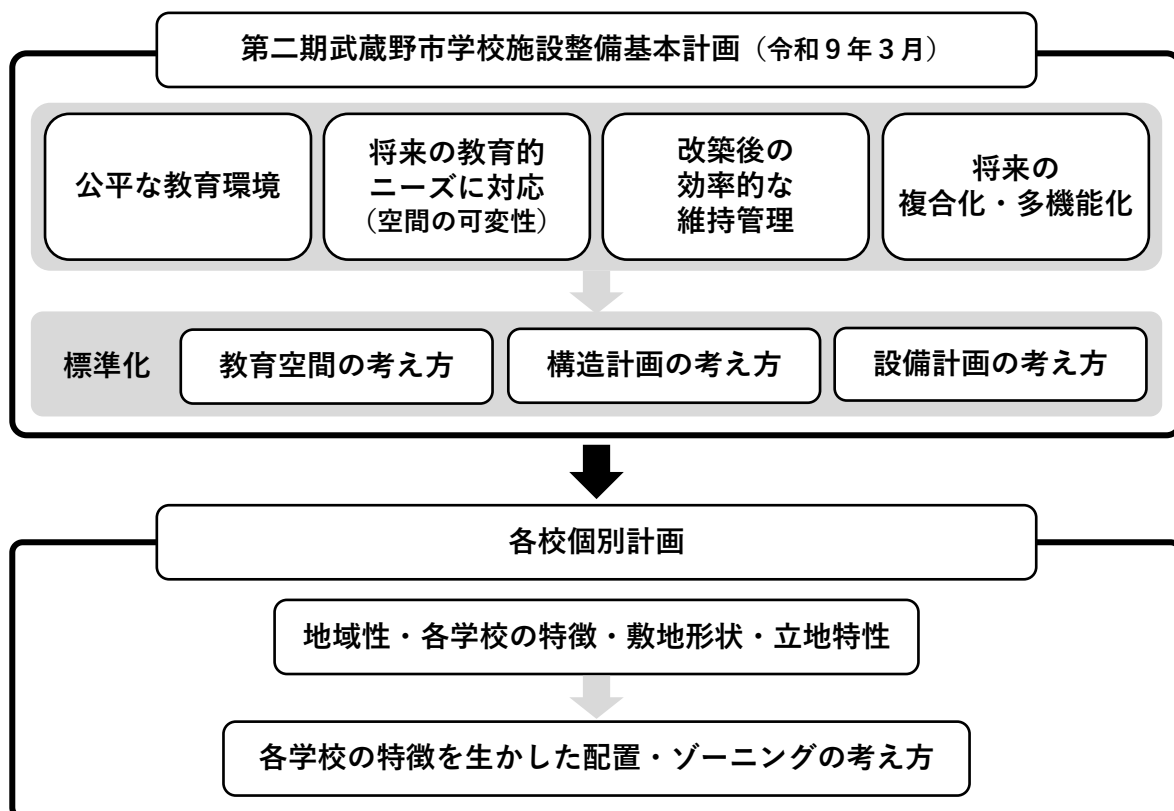
② 各学校の特徴を活かす事項（地域との調和）

ア 地域に愛される施設

学校は地域の核として、その地域の歴史、伝統、景観、住環境に調和し、子どもたちと地域住民に長く愛される施設を目指します。

イ 個別計画への反映

各学校の改築計画を策定する際には、「学校改築懇談会」を設置します。この懇談会で、学校の特色、敷地周辺の状況、地域コミュニティ、福祉、防災といった多様な観点から議論を行い、その結果を設計に反映させ、学校独自の個性や敷地の特性を活かした施設を創り上げていきます。



2 学校施設整備に向けた考え方

(1) 教育空間の考え方

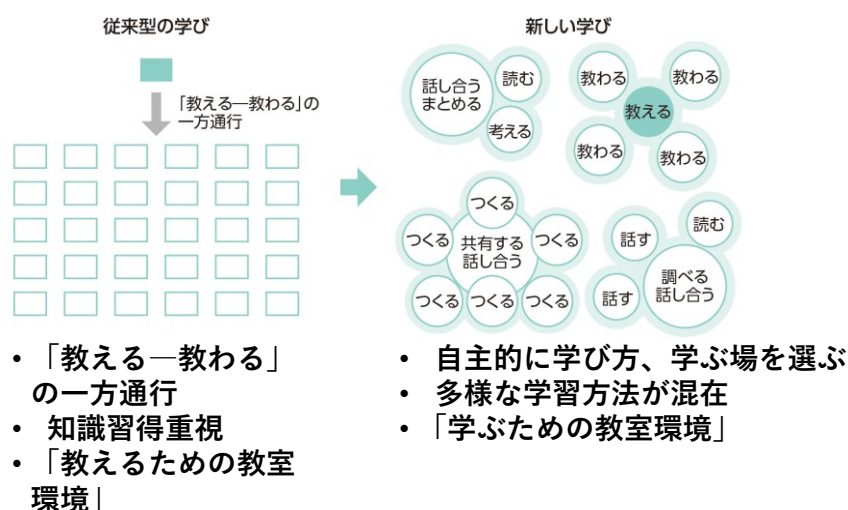
ア 多様な学習形態を可能とする教室・教室まわり⇔さまざまな出会いができる多様な居場所

(多様な学習形態を可能とする教室・教室まわり)

普通教室については、多様な学習内容・学習形態および児童・生徒の主体的な活動を支援し、豊かな創造性を発揮できる空間として計画します。

普通教室を、一斉指導による学習以外に、個別学習、習熟度別・少人数指導による学習、グループ学習等の活動および児童・生徒の学習成果の発表などに対応するための学習メディア等が活用できる多目的な空間として整備するとともに、同様の多目的な用途や複数学年による学習等で使用できる多目的室を、普通教室と連携しやすい場所に整備します。

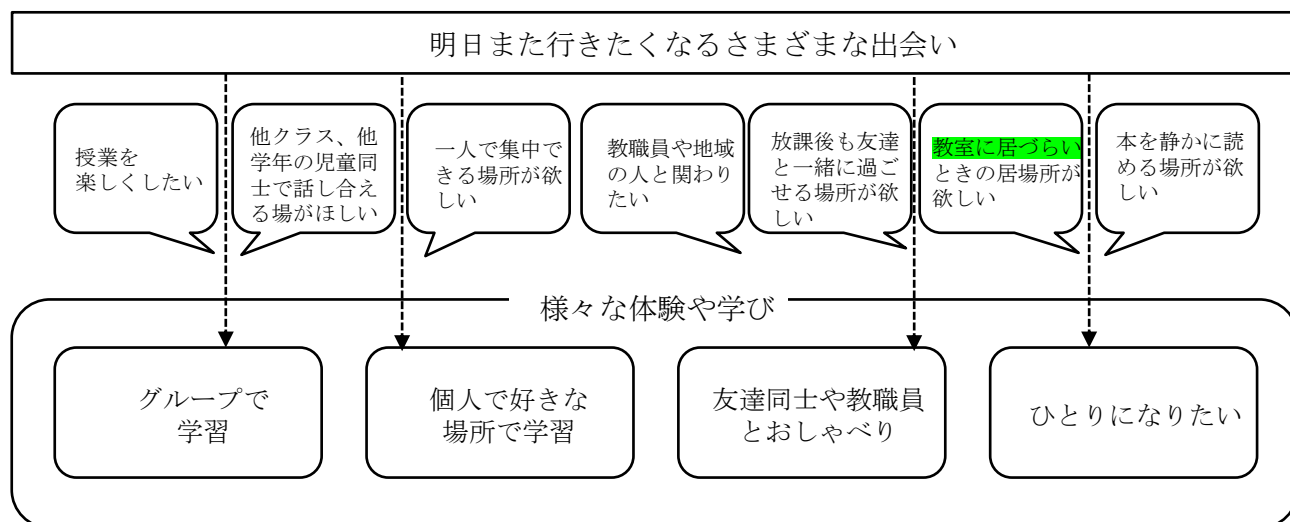
また、教室・教室まわりには「さまざまな出会いができる多様な居場所」を創出します。



(さまざまな出会いができる多様な居場所)

「明日また行きたい」と子どもたちが感じるきっかけが、学校の中にたくさんあることが大切です。友達との出会い、本との出会い、体験や学びとの出会いなど、多様な出会いが生まれるよう、教室・教室まわりを中心に、校舎全体にさまざまな居場所をつくることが、「明日また行きたい」きっかけを育みます。

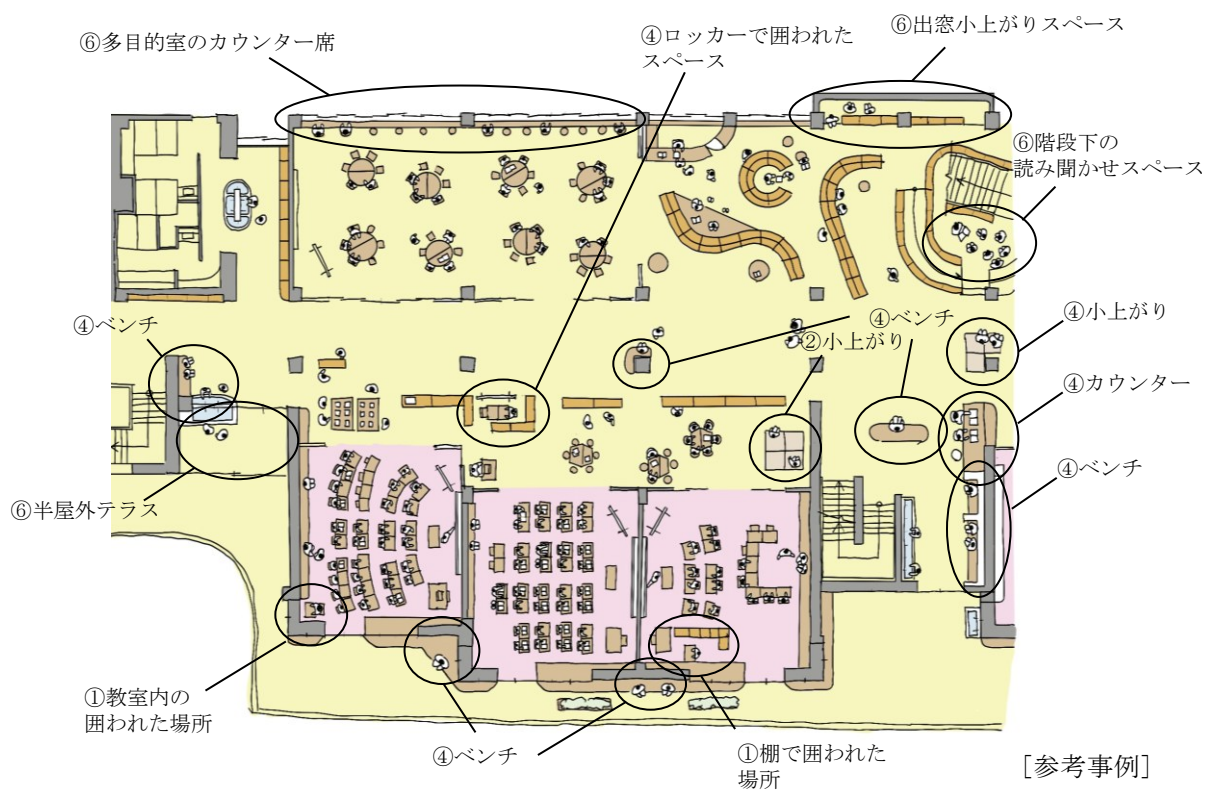
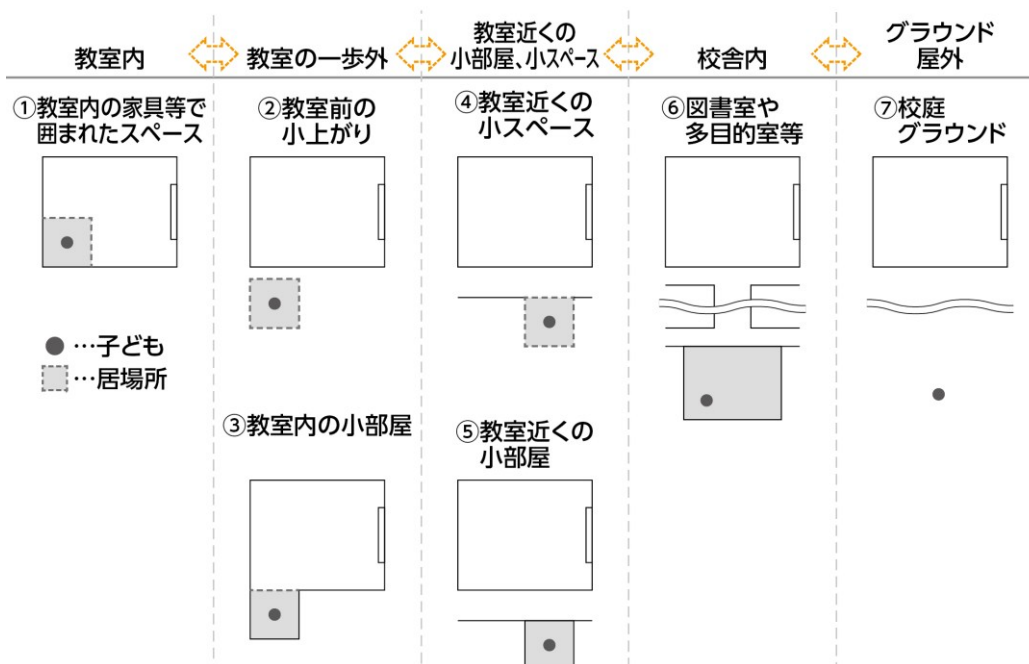
また、多様な居場所をつくるにあたっては、視線や音の感じ方、他の児童・生徒や教員がいる場所との距離感などを段階的に設け、出会う対象や学びの内容に応じて、選べるさまざまな場を整備します。



吹き出し意見：中間まとめに対する児童・生徒アンケート結果より

○さまざまな出会いができる多様な居場所

教室・教室まわりからさまざまな出会いができる多様な居場所がつながっている



■ 小学校の標準型の考え方（普通教室（＋可動間仕切壁）＋オープンスペースの配置）

小学生は普通教室を中心に学びが展開されるため、普通教室まわりに拡張性、可変性をもたせ「可変空間（オープンスペース）」を計画し、個別最適な学びと協働的な学びに柔軟に対応できる空間とします。普通教室とオープンスペースの間は、学習形態に合わせて開閉ができる可動間仕切壁とします。

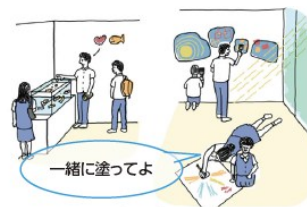
児童の気持ちを落ち着かせるため、教室に近い場所にクールダウンスペースを設置します。



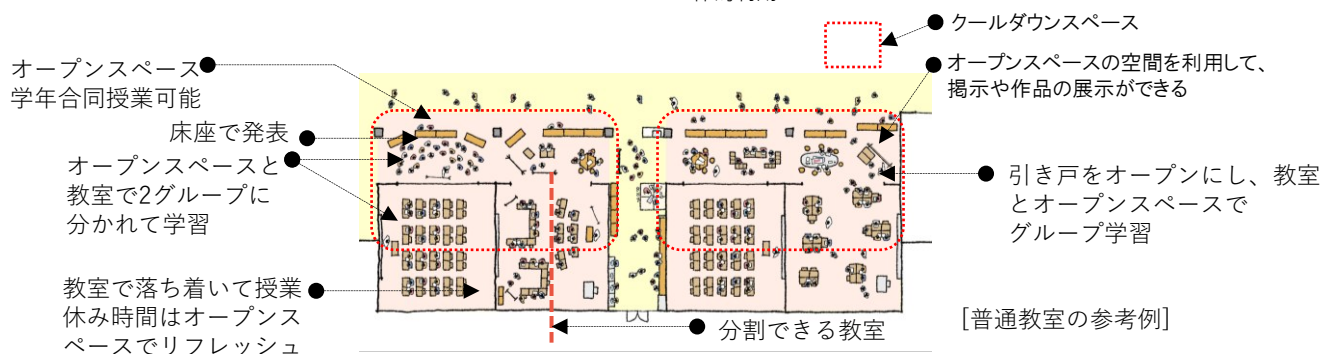
オープンスペースの使い方パターン例



教室とオープンスペースの一体的利用



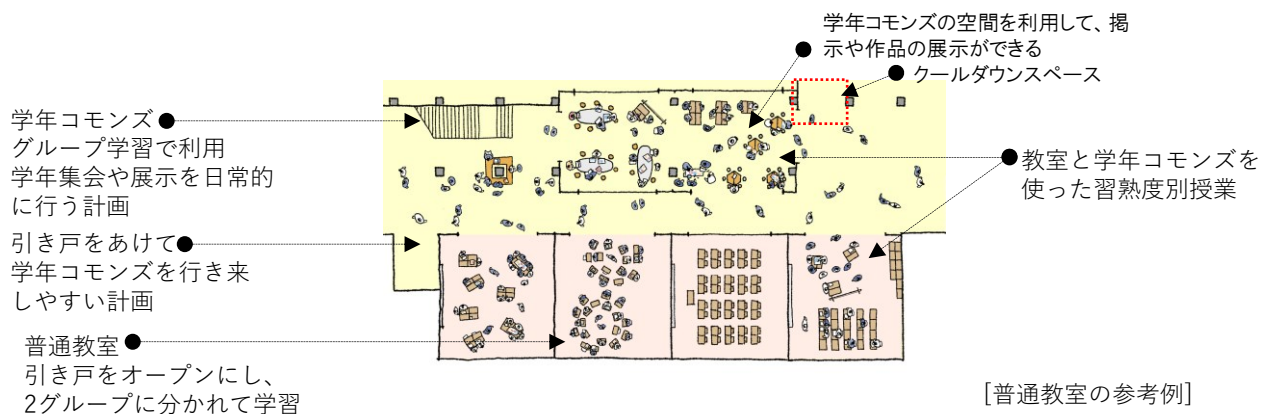
快適なリビングのような空間



■ 中学校の標準型の考え方（普通教室（＋可動間仕切壁）＋学年commonsの配置）

普通教室に面して連携が容易な学年commonsを設置します。学年commonsは開放的な設えとし、生徒同士や先生との交流の場となるほか、個別学習、グループ学習、学年や複数の学級での集会等、多様な利用形態に対応できます。普通教室と学年commonsの間は可動間仕切壁とし、学年commonsと連携する場合は開閉ができ、よりオープンになります。

生徒の気持ちを落ち着かせるため、教室に近い場所にクールダウンスペースを設置します。



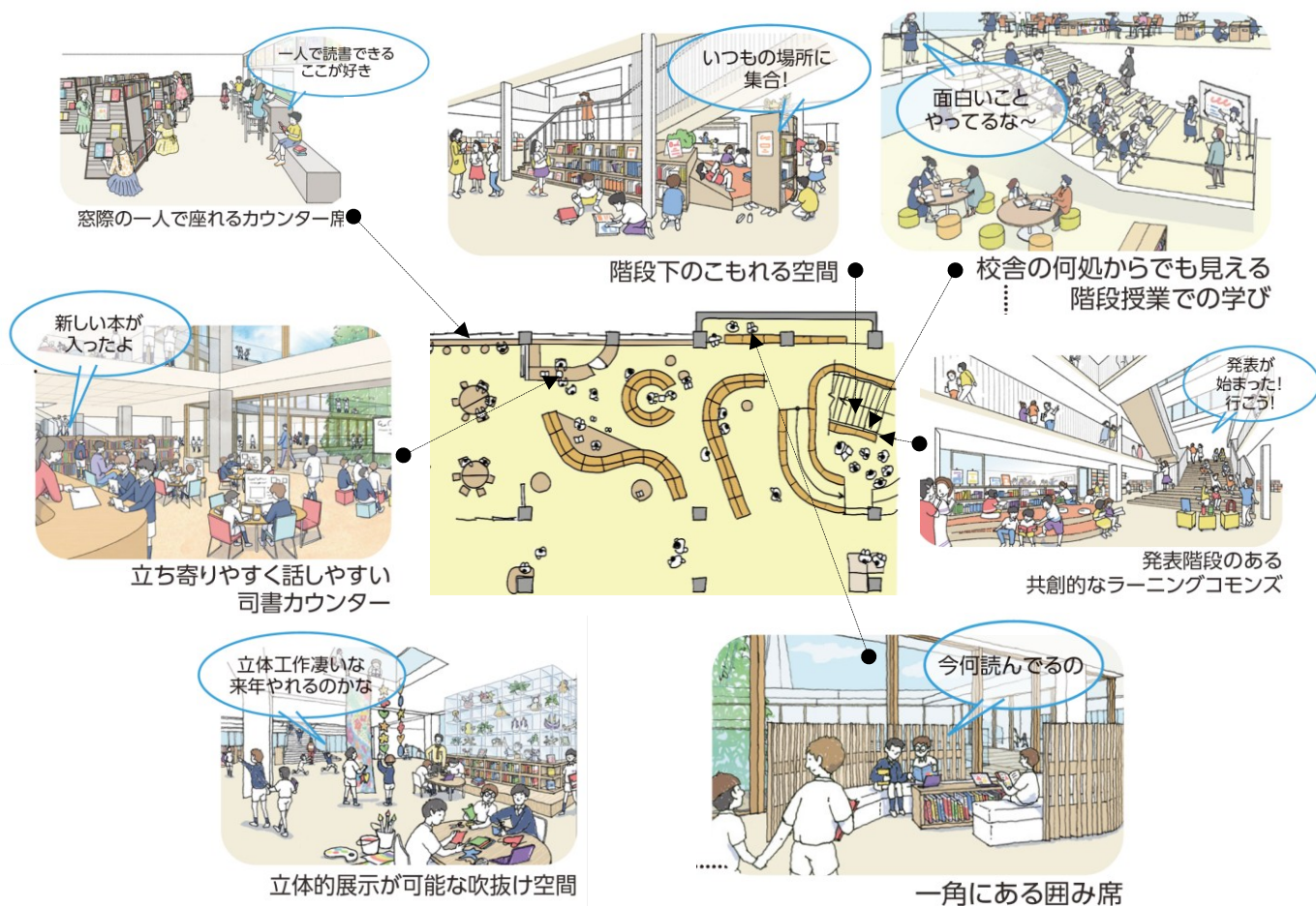
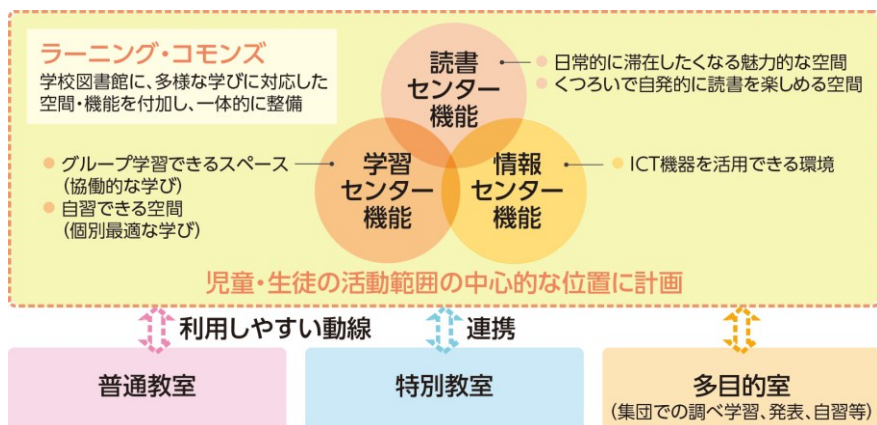
イ 主体的な学習活動を支援するラーニング・コモンズ*の整備

学校図書館は、読書センター、学習センター、情報センターとしての機能を持ち、これらの機能が発揮され、「学校教育の中核」としての役割も果たすことが期待されています。

主体的で探究的かつ協働的な学習活動を支援する場として、学校図書館の機能に、ICT機器を活用できる環境を兼ね備えたラーニング・コモンズを整備します。

ラーニング・コモンズ内には学校図書館のほか、本の閲覧、集団での調べ学習、発表、自習等に使用することのできる多目的室を併設します。

児童・生徒の調べ学習や自主的・自発的な学習が展開されやすいよう、ラーニング・コモンズはどの教室からも利用しやすい学校の中心に、開放的に計画します。



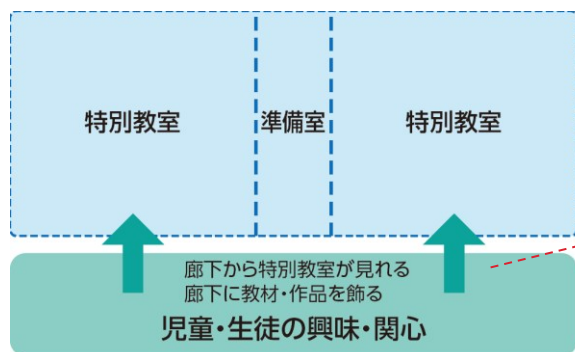
[ラーニング・コモンズの参考例]

ウ 教科教育の充実のための特別教室・特別教室まわり

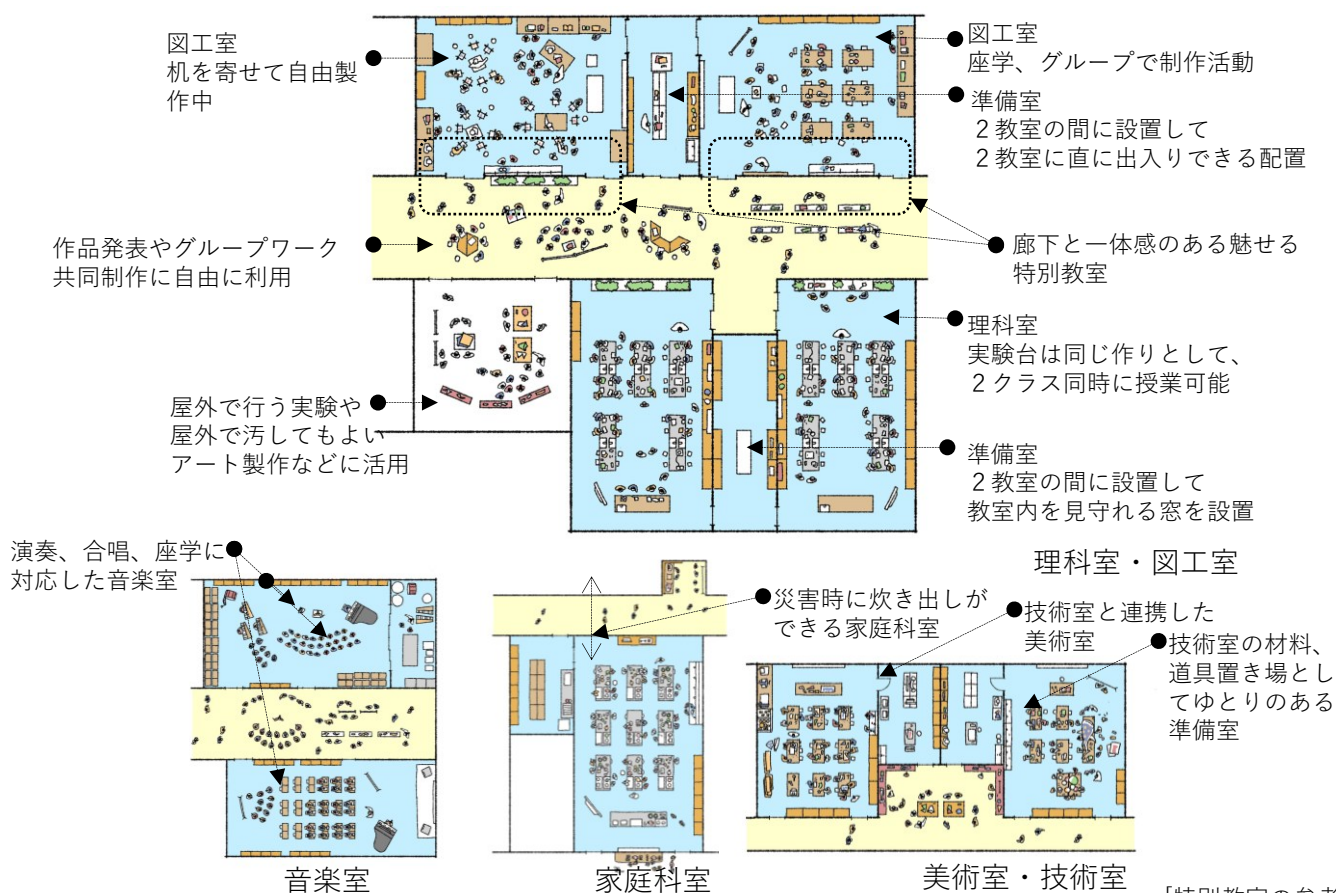
特別教室の配置にあたっては、各教科の特性に応じて配置し、調べ学習などラーニング・コモンズとの連携を考慮し計画します。

児童・生徒の興味・関心を高めるため、特別教室の充実を図り、観察、実験、実習等の際に必要な器具、情報機器等を効果的に活用できるよう施設環境を整備します。

廊下側から特別教室が見える、教材・作品を飾るなど、児童・生徒の興味・関心を高めるような設えの工夫をします。



窓のある準備室を介して特別教室の活動が見える



[特別教室の参考例]

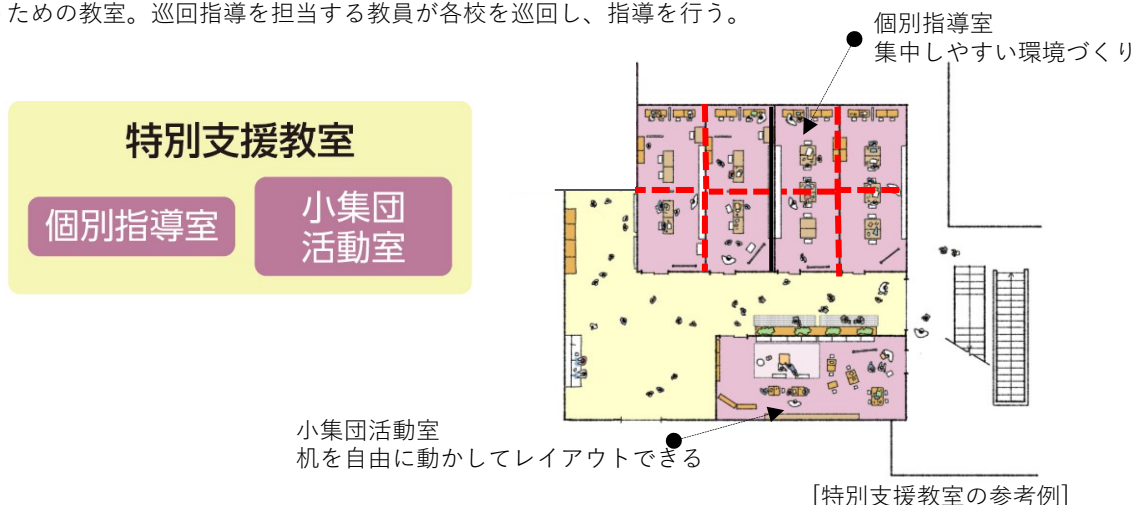
児童・生徒の興味・関心を高める特別教室づくり



エ 特別支援教室*（個別指導室、小集団活動室）

特別支援教室*として、個別指導室、小集団活動室を設置します。

*通常の学級に在籍する児童・生徒で、通常の学級での学習におおむね参加でき、自閉症、情緒障害、注意欠陥多動性障害、学習障害により、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対し、障害の状態に応じて自立活動の指導を行うための教室。巡回指導を担当する教員が各校を巡回し、指導を行う。



オ 体力向上のための十分な運動用空間の確保

体育の授業等教育活動を実施するため、校庭及び屋内運動場に十分な運動用空間を確保します。学校プールについては、自校設置のほか、市営プール・民間プール・複数校での共同利用など、各校の実情に応じて計画立案の際に検討します。なお屋外にプールを設置する場合は、シェード設置などにより酷暑対策を図ります。

（具体的な検討の例）

特に徒歩圏（徒歩5分程度圏内）にプール施設がある場合には実施可否を検討する。

例：近隣に民間プールがある

…自校にプールを設置せずに民間プール活用することを検討。

隣接する学校がある

…どちらかの学校を拠点校とし屋内簡易温水プールを設置し共用化することを検討。



出典：第五中学校

カ 管理諸室

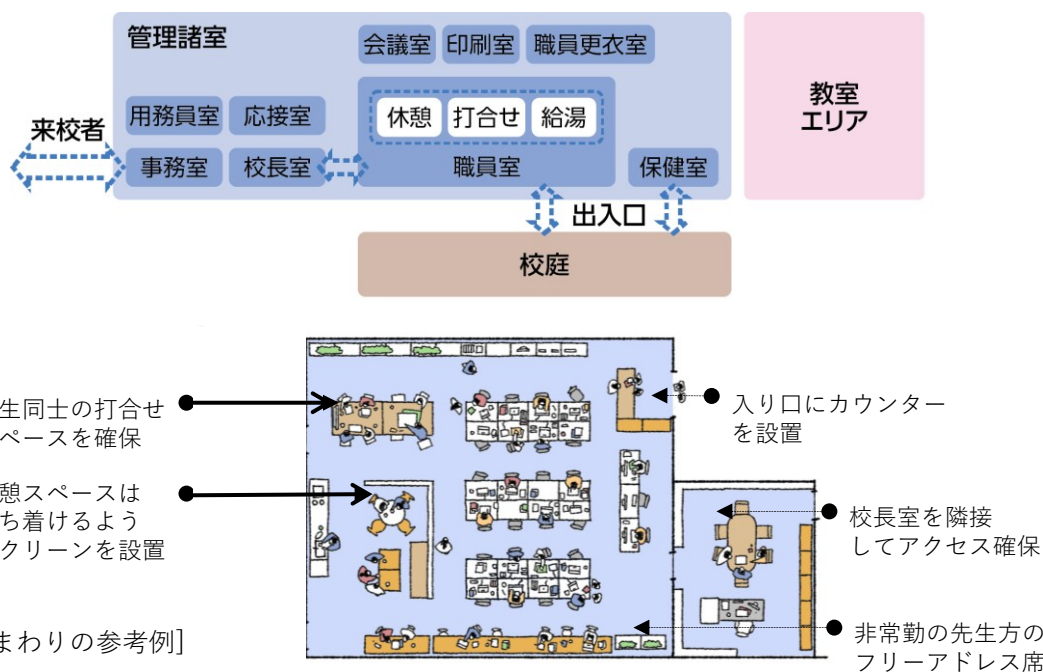
教職員が活気に満ち、いきいきと働けるように、職員室まわりの環境整備も重要な要素になっています。

学び方の変化、児童・生徒や教職員数の増減、年齢や勤務状況の多様化など、近年、教職員を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。職員室まわりの環境整備は、教職員同士、あるいは教職員と児童・生徒のコミュニケーションが取りやすいこと、組織や人数の変化に柔軟に対応できること、効率的な家具や収納が整備されていることが求められています。

これらのことを踏まえ、「チーム学校」として一体的な学校運営を行うため、情報共有やコミュニケーションを図ることができる環境として、管理諸室を一体的に配置します。

職員室は、児童・生徒が立ち寄りやすく、気軽に先生に相談ができる設えとします。

また、職員室に休憩スペースや快適な空間を確保し、先生にとって働きやすい職場環境づくりを行います。



キ 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒のための環境整備

各校の実情に応じて、感覚の特性等に配慮した教室環境や医療的ケア児が安全に学校生活を送ることができるような環境を整備するとともに、教室に入りづらい児童・生徒が安心して過ごせる居場所（校内別室）を設置します。

ク ICT*環境の充実

児童・生徒の主体的な学習活動を支え、情報活用能力の育成や、校務情報化も含めた教員の働く場としての機能向上のため、ICT*環境を計画的に整備します。

ケ カウンセリングの充実のための施設

保健室、教育相談室*、保護者等のための相談スペース等については、児童・生徒や保護者の心のケア、および相談対応が円滑に行えるよう、各室の連携やプライバシーに配慮した計画的な配置を行います。

コ 自校調理施設の整備（小学校）

学校教育における食育のため、改築事業にあわせて、小学校において、市の給食調理の指針及び国の学校給食衛生管理基準に沿った自校調理施設の整備を進めます。各校の改築計画や児童・生徒数の推計と整合を取りながら、親子給食も含めた自校調理体制の整備を進めるとともに、北町調理場は役割を終えた時点で閉鎖します。

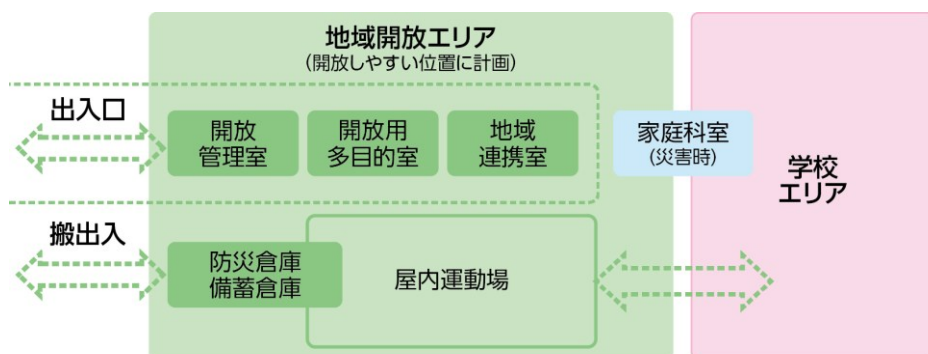
(2) 地域のつながりを育てる施設の考え方

ア 学校・家庭・地域の連携・協働を支える施設

保護者、地域住民等が学校の運営や教育活動を支援する取組などについて、学校と連携・協働し、チーム学校として円滑に活動できるよう、必要な諸室を整備します。地域の方々が学校エリアを利用する場合は、あらかじめ目的等を明示し学校と協議をするなど、児童・生徒の安全を確保できる運用とします。

イ 学校開放（多機能化）のための施設環境の整備（地域連携・開放施設）

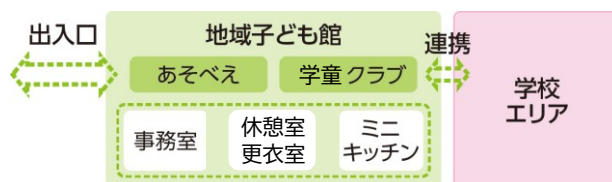
校庭、屋内運動場、多目的室（開放用）、家庭科室（調理室）は、当初より施設開放を想定し、防犯対策を実施し安全性を確保したうえで、地域住民が積極的に利用できるよう、様々な利用者に配慮した、快適で健康的かつ安全に利用しやすい施設とします。同時に、開放管理室を設置し、学校エリアと開放エリアを分離するなど、学校エリアのセキュリティを確保しながら学校開放の運営と維持管理が行いやすい施設となるよう計画します。



ウ 地域における児童福祉の場となる施設（小学校）

あそべえ及び学童クラブは学校内に設置します。学校との連携協力を強化することを想定し施設を整備します。

学童クラブの入会児童数に応じた十分な面積を確保しますが、入会児童数が多い場合、少人数教室、多目的室等との共用を行います。

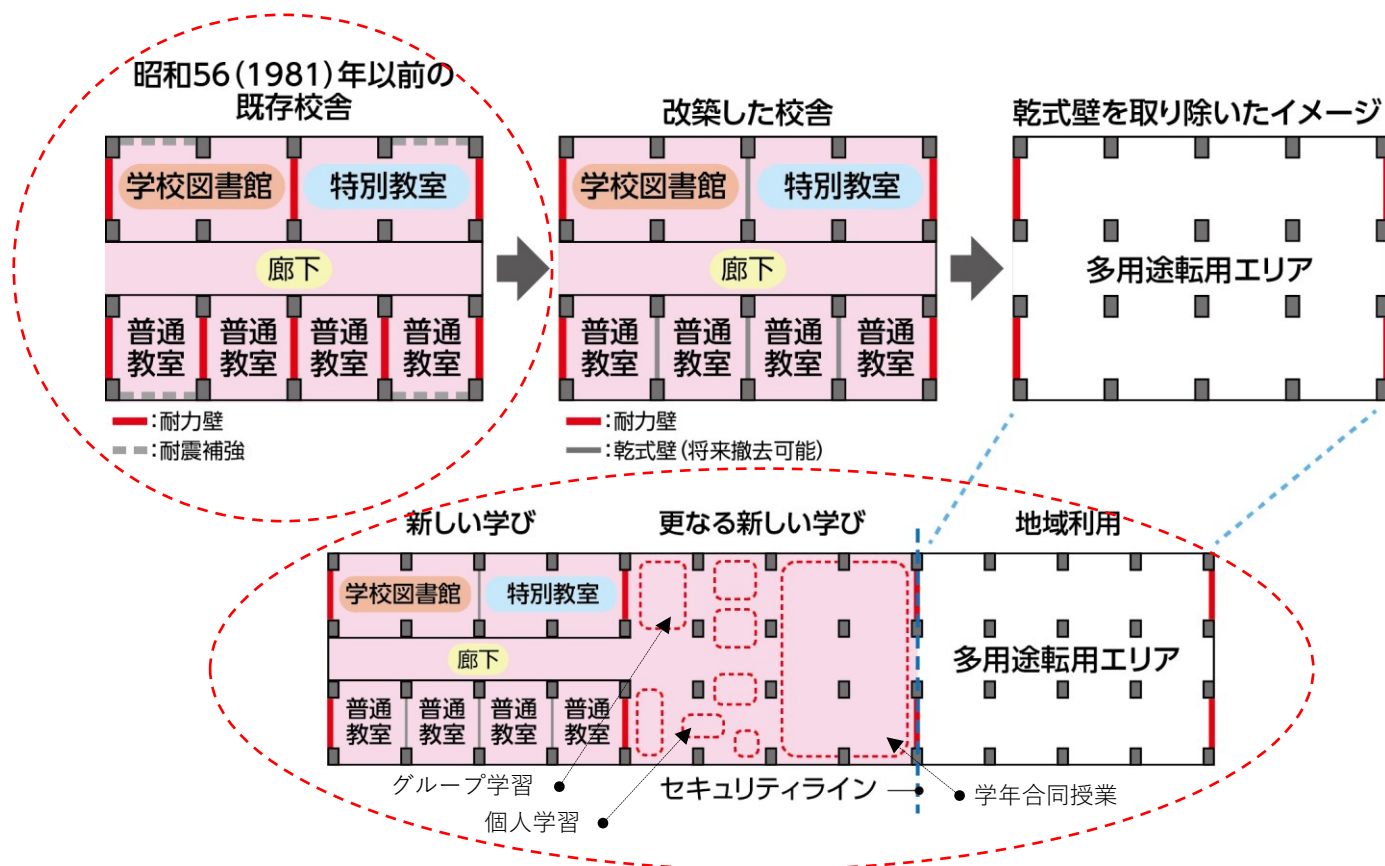


エ 複合化*への対応

学校施設の複合化*については、更新時に面積に余裕がある、余っている教室があるなど、物理的余裕および地域性を踏まえ、学校ごとに検討を行います。検討にあたっては、質の高い学校教育の実施という施設本来の目的を踏まえたうえで、学校教育との親和性および教育効果の観点から行い、学校教育と施設の管理運営を完全に分離し、学校（管理職）への負担がかからないことを前提とします。

また、将来施設に余裕が発生した際に、さらなる複合化*に対応できるよう、スケルトン・インフィル*の採用や柔軟なゾーニングによる可変性の高い空間設計を検討します。

***スケルトン・インフィル：**内部間仕切りは、一部の耐力壁を除いて乾式壁とし、将来の間仕切り変更にも容易に対応可能な構造である。将来の学級数の変動や学習内容・学習形態の変化に柔軟に対応し、また、将来の人口減も見据えて、空き教室が生じた場合、他の用途の室に容易に転用できる。



(3) 安全な施設づくりの考え方

ア 自然災害に対する安全性の確保

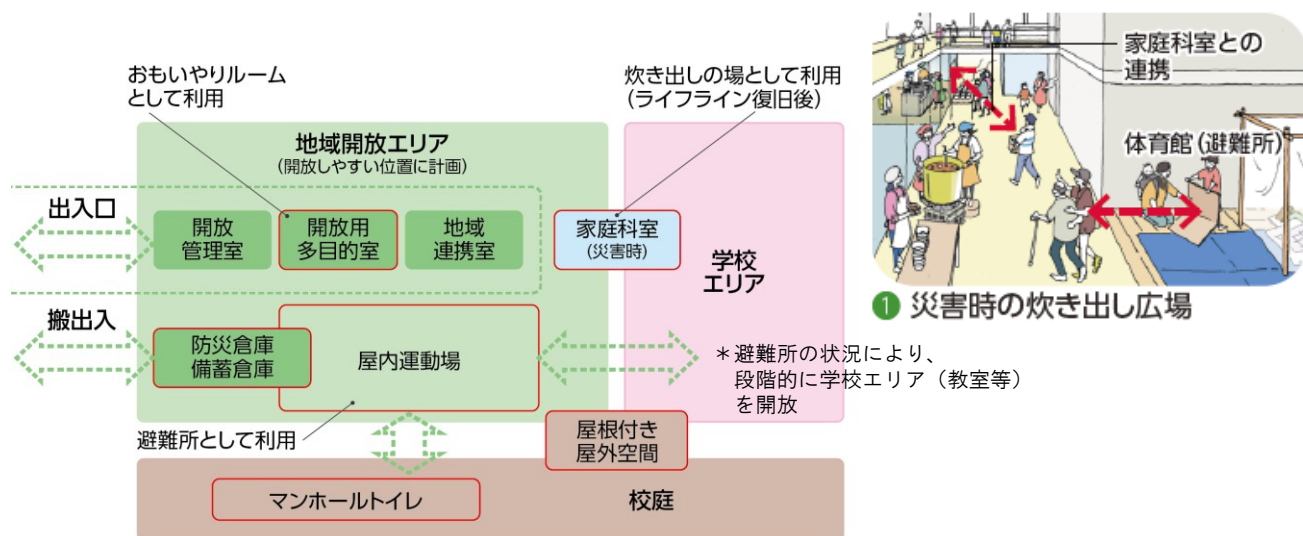
自然災害から児童・生徒等の命を守り、施設や設備の損傷を最小限にとどめ、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、**地震時の十分な耐震性を確保するとともに、**水害・風害等の発生も想定し、施設の配置を計画します。

イ 地域の避難所となる施設

校庭、屋内運動場、多目的室（開放用）、家庭科室（調理室）は、『武蔵野市地域防災計画』に規定される避難所として必要な機能を満たし、障害者、高齢者、妊産婦等の要配慮者の利用、および災害時の炊き出しの実施も想定し施設を計画します。なお、避難所の規模は、各学校の状況に応じ、可能な限り対応するものとします。また、教育活動の早期再開が可能となるよう配慮します。

学校エリア（教室等）も段階的に開放する想定ですが、避難所運営が一定**程度終了した際の**教室等では学校再開の準備を行います。

また、停電時でもガスで運転することができ、かつ発電も可能な空調設備や、コンセント等への電力供給に使用できる太陽光発電設備を導入することで、季節を問わず安全に過ごすことのできる避難所とします。

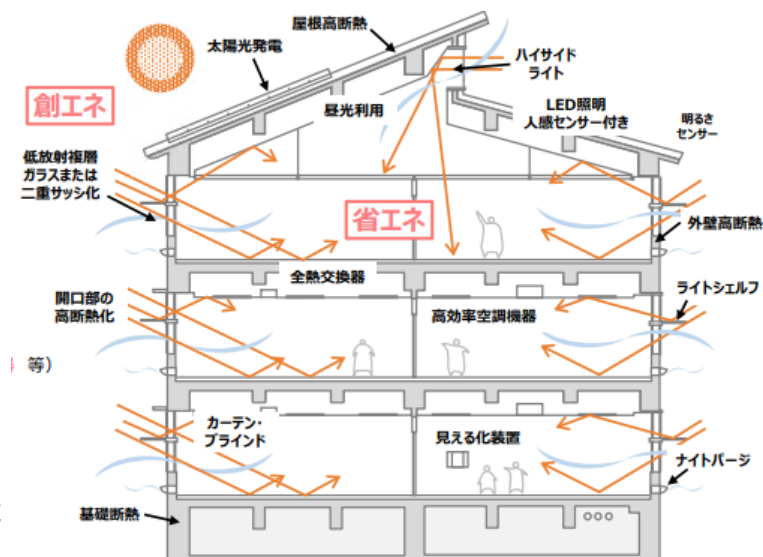


ウ 健康に配慮した計画

児童・生徒の心と体の健康を支え、校内の快適性を確保するため、『学校環境衛生基準』に基づく保健衛生および採光、通風、換気等に十分配慮します。また、教職員の働く場としての労働衛生に配慮した施設とします。

エ 環境との共生

環境負荷の低減、環境教育での活用、災害時の避難所としての温熱環境の確保等、様々な観点を考慮したうえで、施設の状態に合わせた技術を導入し、環境との共生を図ります。



出典：エコスクールー環境を考慮した学校施設の整備推進(文部科学省)

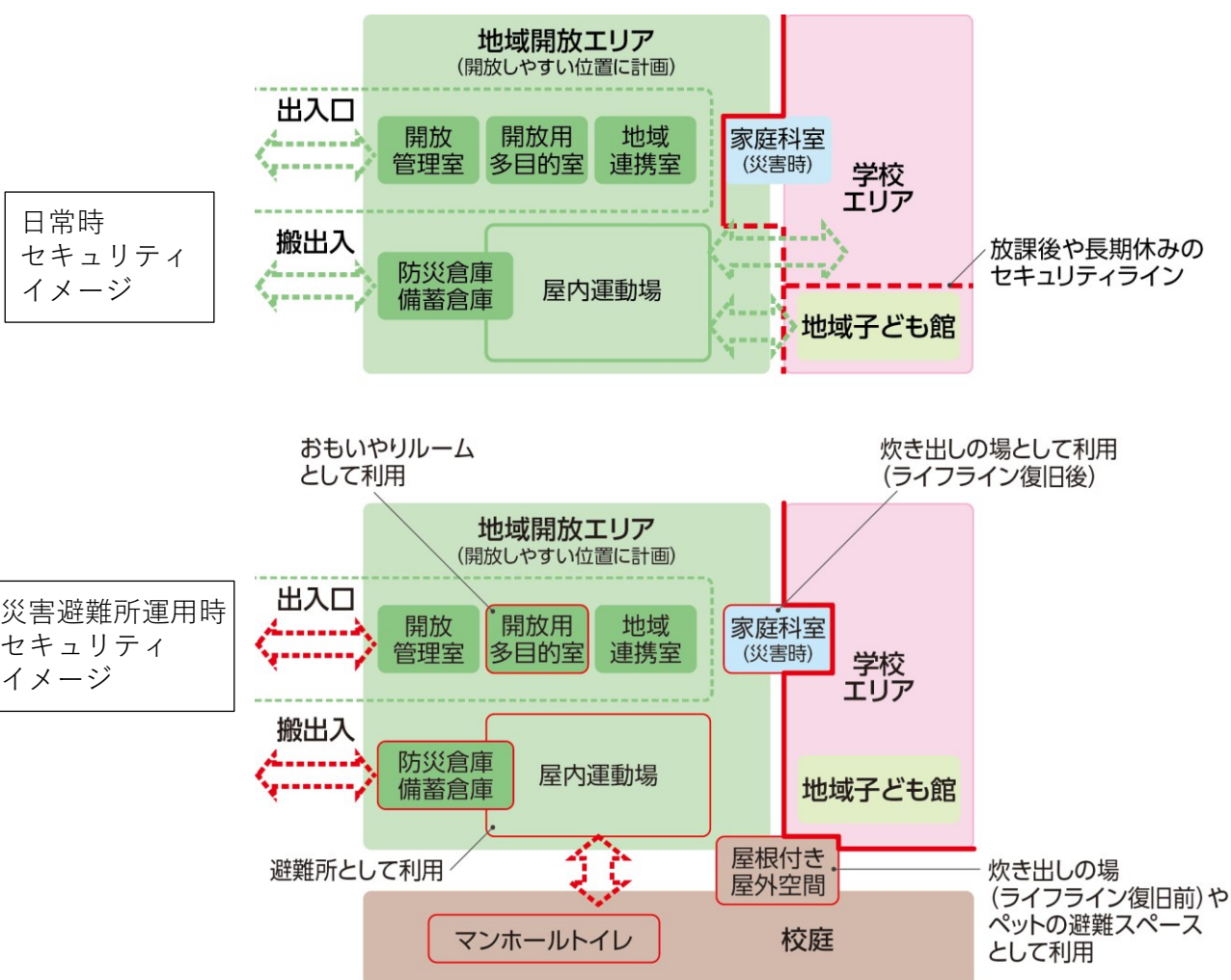
オ 安全・防犯への対応

学校内にある全ての施設・設備について、児童・生徒の多様な行動を想定し十分な安全性を確保します。特に、事故の危険性を内包する箇所（昇降口、階段の踊り場など）は安全性を重視した分かりやすい構造とします。

施設への出入りを管理できるよう敷地内や建物内および外部からの見通しを確保し、機械警備設備・防犯カメラ・門扉の電子錠等を用いた不審者の侵入を抑止することができる計画とするとともに、諸室間の連絡が容易となるよう内線電話網および緊急事態発生時に活用できる通報システム等を設置します。

保護者や地域住民等の使用を当初より想定している地域連携・開放施設や避難所施設については、学校エリアと区分できるよう室配置や動線計画を工夫します。

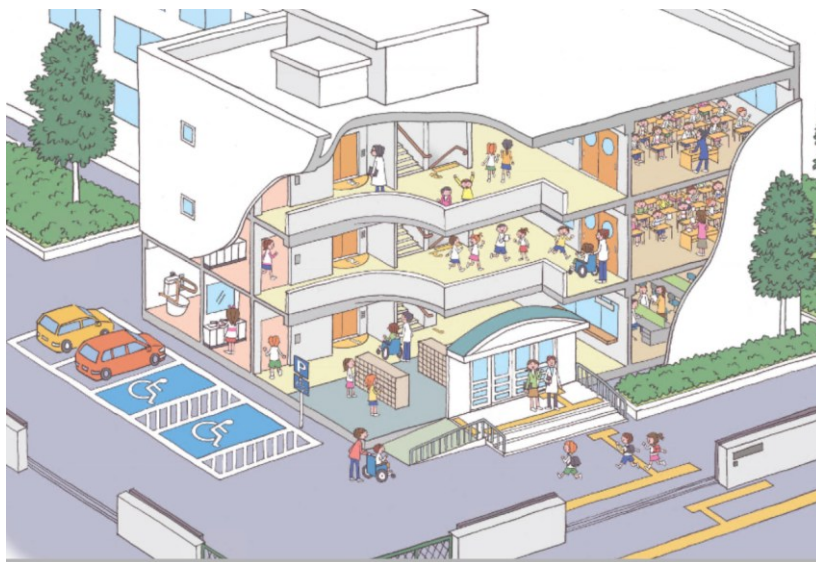
さらに、保護者や地域住民等と協議を重ねたうえで学校や地域の特性に応じた防犯対策および事故防止対策を計画します。



カ バリアフリーな施設

全ての児童・生徒、教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、スロープ、手すり、トイレ、出入口、エレベーター等の配置に配慮したバリアフリーな施設として整備します。なお、エレベーターの運用については、学校運営の中で検討します。

また、学校の教育活動への支援人材の受入れ、地域住民の利用、災害発生時の避難所としての役割も踏まえ、ユニバーサルデザイン*の採用や、校舎の全ての階にバリアフリースロープを設置するなど、多様な人々が利用することを想定し計画します。



イラスト解説例： 利用しやすいエレベーター



出典：文部科学省 学校バリアフリープラットフォーム

3 学校施設の適正規模についての考え方

(1) 小中学校の適正規模について

小中学校の適正規模は「1校 12～18学級」とします。

(小学校：1学年2～3学級、中学校：1学年4～6学級)

学習指導要領*の中では、教育活動において多様な人材との関わりが求められています。また、国が法令で定める小中学校の標準規模（1校12～18学級）も参考とし、子どもたちの多様な学びと、教員の指導体制の充実など、一定の規模を確保することによる教育面での効果を踏まえ、武蔵野市にとっての最善となる学校の適正規模は、1校 12～18学級とします。

また全市的な視点から見た中学校の適正な数については、20年後の中学校生徒数を適正規模（1校12～18学級）で単純に割ると、市内の中学校数は3～4校程度になります。ただし、適正規模を外れる中学校に対する具体的な方策については、地域の実態等も含め、個別の学校ごとに検討する必要があります。

(2) 学校施設の再編について

第二中学校と第六中学校を再編し、統合新校を設置します。

第二期計画の期間中に改築を迎える第二中学校および第六中学校を対象に適正規模を実現する方策を検討した結果、両校を再編し「統合新校」を設置することとします。

第二中学校の北側には、旧桜堤小学校跡地があるため、この敷地を活用することで、「統合新校」の設置が可能です。

建替え時には、既存校の敷地利用により、仮設校舎が不要となることや旧桜堤小学校跡地は、桜堤調理場や浄水場が近接し、地域防災拠点になり得る点も大きなメリットです。

ただし、学区域が広がり通学距離が長くなることや、学校施設が減ることにより災害時の避難所が減少することについては、対策を検討する必要があります。

第二期計画の期間以降に改築を迎える学校については、第三期学校施設整備基本計画で適正規模を実現する具体的な方策を検討することになります。